

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第三章 人権擁護運動

第一節 松川事件

一九四九年八月一七日午前三時九分、東北本線松川・金谷川駅間で上り列車が転覆し三名の乗務員が死亡した事件につき、官憲は国鉄労組福島支部関係者九名、東芝松川労組関係者一〇名、東芝労連関係者一名をその犯人とみて起訴し、同年暮から福島地裁で裁判が行われたが、翌五〇年一二月六日に全員に有罪判決が下され、死刑五名、無期五名、懲役一五年一名、同一二年三名、同一〇年二名、同七年三名、同三年半の重刑が言い渡された。この判決に対し被告全員は即座に控訴を申立て、無実を主張して広く救援を呼びかけた。国民救援会、松川対策東北地方協議会は被告の主張を支持して、熱心に全国的救援運動に着手した。まず仙台弁護士会は被告の懇請に応え、全員あげてこの事件の弁護に当ることを決めた。全国の弁護士の間でも、この事件の一審判決と審理手続に疑惑を深めてこの弁護を引受けるものが増加した。

政党政派をとわず、被告の訴えに応じて弁護人の戦線は増加の一途を辿った。アメリカの牧師フランクリン氏の依頼にこたえて海野晋吉氏も弁護を引受けた。仙台弁護士会会長であった袴田重司弁護士は自由党宮城県連の役員であるが、率先してこの事件をひきうけた。自由党、改進黨、社会党、共産党、無党無派等々あらゆる政派の弁護士がその政派にこだわらず、一審判決を攻撃し、無罪を主張する立場で完全な一致が得られ、幅広い弁護団がつくられた。

五三年五月迄にこの事件の弁護に参加した弁護人は東京六六名、仙台二七名、大阪一〇名、福島九名を始め、北は北海道から南は大分、熊本に至る迄、合計一七五名に上り、空前の大弁護陣が布かれた。五〇年一〇月に、仙台高裁でひらかれた控訴審は弁護人の控訴趣意の陳述に始まったが、同年一二月に、仙台高裁は事実調の再開を決定し、五二年初頭から新たに証拠調が行われ、次々と新しい事実が明らかになって、一審判決の誤りはますます明瞭になって来た。これらの経過は逐一、公判速報、人権民報等によって全国に訴えられ、福島の現地や仙台に調査団を派遣する団体が増加していった。国鉄東京、盛岡、名古屋、大阪の各地方本部、全朝日東京支部、全銀連、東芝鶴見、全国セメント、紙パ労連、官庁労協、労働省、私鉄関東、全損保、等約四〇の労働組合、部落解放、仏教徒平和友の会、キリスト教平和の会、歴史教育者協会その他十数団体、東大、阪大、同志社大学の教授、学生代表は、それぞれ自主的に真相調査団を組織し、仙台高裁の公判を傍聴したり、事件現場や福島、松川等の関係場所に出向いて実情をきいたりした。

無罪釈放署名運動も全国的に広がり、五三年五月五日現在で東京三万九千九百四十人、福島一万九千六百六人、宮城一万三千八百七人、福岡一万二千七百九十九人、青森一万二千三百三十二人をはじめ、その他四一府県の全国からあつめられ、琉球の二〇人、中国の三万四千二百五十七人を含めて総計三万八千四百九十一人の多数に及んだ。

更に公正裁判、無罪釈放を要求する旨の決議を行った団体は、日教組、全造船、金銀連、全港湾、全建設をはじめ、国鉄労組新潟地方本部その他の地方組織を含め総計九〇団体に及び、そのうち組織人員の判明する四五団体の総組織人員は六一八万三三五八名に達した。また松川事件の一審判決に疑惑をいだき、二審裁判所に正しい判決を要求する立場から、この事件の論評、解説を掲載した雑誌は、中央公論、世界、新潮、改造の著名中央誌を始め、週刊サンケイ、平和、葦、人民文学、新日本文学等広汎な誌紙がこれを取りあげた。

五三年四月の二審法廷には広津和郎氏、宇野浩二氏も傍聴に顔をみせた。その他著名人では青野季吉、戸沢鉄彦、南原繁、亀井勝一郎、広津和郎、柳田謙十郎等の諸氏が論評を発表をしたり、被告に激励の書信をよせたりした。殊に広津和郎氏は進んで救援金を寄付し、公判を傍聴し、被告と語り、論説を発表してその熱心な活動が注目された。

このような救援の運動は国内に止まらなかった。中国人民救済総会、中華全国総工会、世界労連運輸インター、アルバニア鉄道労組、チュニス労働組合総同盟、フランス人民救済総会、チェコスロバキアエスペラント協会、ルクセンブルグ進歩的鉄道員グループ、中国在留日本人、サイプロス島、パキスタン等、広く全世界から約六万通(五一年から五二年八月迄の集計)の激励文や裁判長に対する要請文が送られて、この運動は世界的な人権擁護運動の規模をもって広がっていった。五一年の内に中華鉄路総工会、中国人民救済会からは総計四〇〇万円の救援金の寄付がよせられた。この事件について外国から寄せられた音信の二、三を示せば次の通りである。

アルバニア鉄道労組から最高裁判所長官宛に来た電文「松川事件の控訴審開始を知り、そのファシスト的陰謀に強く抗議し、拘禁中の鉄道労働者の即時釈放を要求する」

チュニス労組総同盟から仙台高裁長官宛に来た電文「チュニスの労働者は松川事件に関し日本労組幹部に対してとられた起訴の事実を知り憤激にたえない。理由なきこれらの控訴は労働組合の権利並びに基本的自由に対する弾圧である。チュニス労組は不当な弾罪をうける日本労組幹部の釈放と起訴処分の中止を要求する」

日本国民救援会布施辰治宛に世界労連亜澳連絡局が五二年三月一日付で寄せた書信は次の通り。「松川事件は再審となった。陰謀と迫害に反対し、人権をまもるための日本人民のこの闘いの勝利の第一歩はあなたが指導する日本国民救援会のいちじるしい工作の成果と直接に関連しております。全世界の人民はすべて諸君がきわめて困難な環境のもとで、正義と人権をまもりぬくためにすすめている諸君のこれらの活動を熱烈にほめたたえ援護しております。世界労連亜澳連絡局はアジア・太平洋の多くの労働者を代表して諸君に心からの敬意を捧げます。最近日本で起っている進歩的組織に対する一連の挑発・弾圧事件は日本人民がますます警戒を強くしその度毎にますます奮いたって反動派の陰謀と闘わねばならないことを物語っています。われわれは既に再度にわたって吉田首相、仙台高等裁判所裁判長に対して抗議し、松川事件無実の全被告の即時釈放を要求するとともにアジア、太平洋各国の労働者に諸君の正義の闘争を引続き支援するよう叫びつづけております。諸君がさらに大きな勝利をかちとるよう祈ります」

控訴審の審理は多くの新しい諸事実を明らかにした。次の諸点はその一部である。

(一)一審以来の検事の主張並びに一審判決によれば現場で取外された線路の継目板は一カ所二枚であるとされていたが、検事は弁護人の主張をみとめて突然第二六回公判において他一カ所の継目板二枚その他を法廷に提出し、取外された継目板は合計二カ所四枚であって、しかもそのうちの一カ所二枚は事件発生来福島地検倉庫内に保管されていたという事実が明らかになった。検事は何故長い間にわたって最も重要な証拠物が法廷に出されることなく検察庁の倉庫にしまっ

たかについて、これは決して証拠を故意にいんとくしたのではなく、たまたま検事の目にふれなかったのである、と弁解した。

(二)犯行に使用されたとされている自在スパナによって果して継目板のナットを取外すことができるか、という点について五人の鑑定人は、一人が不可能、他四人が条件の如何によって可能の場合もあり不可能の場合もある、という結論をだしたが、これら四人の鑑定人のうち、特に実務家の三人の実験によれば、三人が各三回、計九回の実験中、可能であったのは僅かに三回であって、他六回はいずれも不可能であった。

(三)昭和二四年八月一二日朝、東芝と国鉄間の第一回の連絡を行ったといわれる被告人阿部から同杉浦にかけた電話は存在しなかったことが、その時既に被告人大田が東芝松川工場内にいなかったことからして一層明らかになったこと。

(四)同年八月一三日の国鉄事務所の謀議に東芝側を代表して参加したとされている被告人佐藤が、その頃東芝工場内で団体交渉の席に列していたことが、この団交に会社側として出席していた課長連によって立証されたこと。

(五)同年八月一五日の国鉄事務所の謀議に出席したとされている被告人佐藤がこの日も東芝工場内で団体交渉を行っていたことが明らかに立証された。

(六)八月一七日早朝現場に出かけて作業をしたといわれる被告人本田がその日は前夜来酒によって国鉄事務所に宿泊していた事実は原審においても明らかになっていたが、この点につき更に証拠が補強された。

(七)被告人赤間が顛覆作業に使った上で、川になげこんだといわれる軍手は、川から拾いあげられて原審来証拠として提出されていたが、この軍手には赤間被告が起訴前に検事に供述した如き修繕の形跡なく、赤間自白の虚偽が明らかになり、検事もこの軍手は赤間の投棄したものとはいえない、と言い出したこと。

(八)現場に出かけて作業をしたといわれていた被告人高橋は、一審最終陳述で自分は国鉄在職中の怪我のために長途の歩行による現場往復など出来る体ではない旨を主張したが一審裁判所はこの主張をみとめなかった。ところが控訴審では、一審裁判長がひそかに高橋被告が治療を受けた福島医大・新潟鉄道病院に病状照会を発しており、その回答には高橋被告が長途の歩行をなすのは困難である旨が記載されていたにも拘らず、これらの回答を一審裁判長が何故か福島地裁の記録棚に入れたままにしておいたこと。東北大の藤本助教授が高橋被告の歩行能力を鑑定したところ、遠路の歩行は不可能である、との結論が出たこと。これに驚いた検事側は更に東大三木教授、慶大岩原教授、日本医大齋藤教授に再鑑定せしめ、その結果概ね「精神力の如何により」可能である、との結論が出たこと。

その他高橋被告の歩行能力についての証人が多数出て、同被告が暗夜長途の道程を歩行することができないことが明らかになったこと。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
